**竜神温泉及びその周辺地域に**

**おける温泉保護対策実施細則**

第１　温泉掘さく、動力装置等の許可基準

　１　温泉保護対策実施要綱（以下「要綱」という。）４の許可基準は、次に掲げ　　る事項に該当する場合に限って適用外とし、その都度検討する。

　　(1) 温泉資源を保護し、かつ効果的に揚湯する目的で既存源泉の統廃合をする　　　場合

　　(2) 公共の福祉など特に必要な場合

　２　前記１により適用外として温泉掘さく、動力装置等の許可申請をする場合は、　　施行規則等の規定による申請書の外に次に掲げる書類を添付しなければならな　　い。

　　(1) 前記１、(1)の場合は、次の事項を記載した源泉統廃合計画書

　　　イ　統廃合を行う源泉の所在地及び所有者の住所、氏名

　　　　　（法人の場合は、所在地、名称、代表者の氏名。）

　　　ロ　統廃合を行う目的

　　　ハ　廃止する源泉の措置についての誓約書

　　　ニ　統廃合実施前の揚湯量、配湯先別配湯量及び実施後の揚湯量、配湯先別　　　　配湯量並びにその他使用計画

　　(2) 前記１、(2)の場合は、次の事項を記載した理由書

　　　イ　公共の福祉など特に必要とする場合

　　　ロ　温泉使用の目的

　　　ハ　温泉使用の具体的計画

第２　温泉しゅんせつ

　１　温泉の湧出路をしゅんせつしようとする者は、工事着工前に別記様式による　　温泉しゅんせつ届を知事に提出し、その受理通知がなければ、しゅんせつして　　はならない。

　２　温泉しゅんせつ届の事務処理については、要綱５項の規定を準用する。

　　この細則は、昭和５５年５月１日から施行する。